

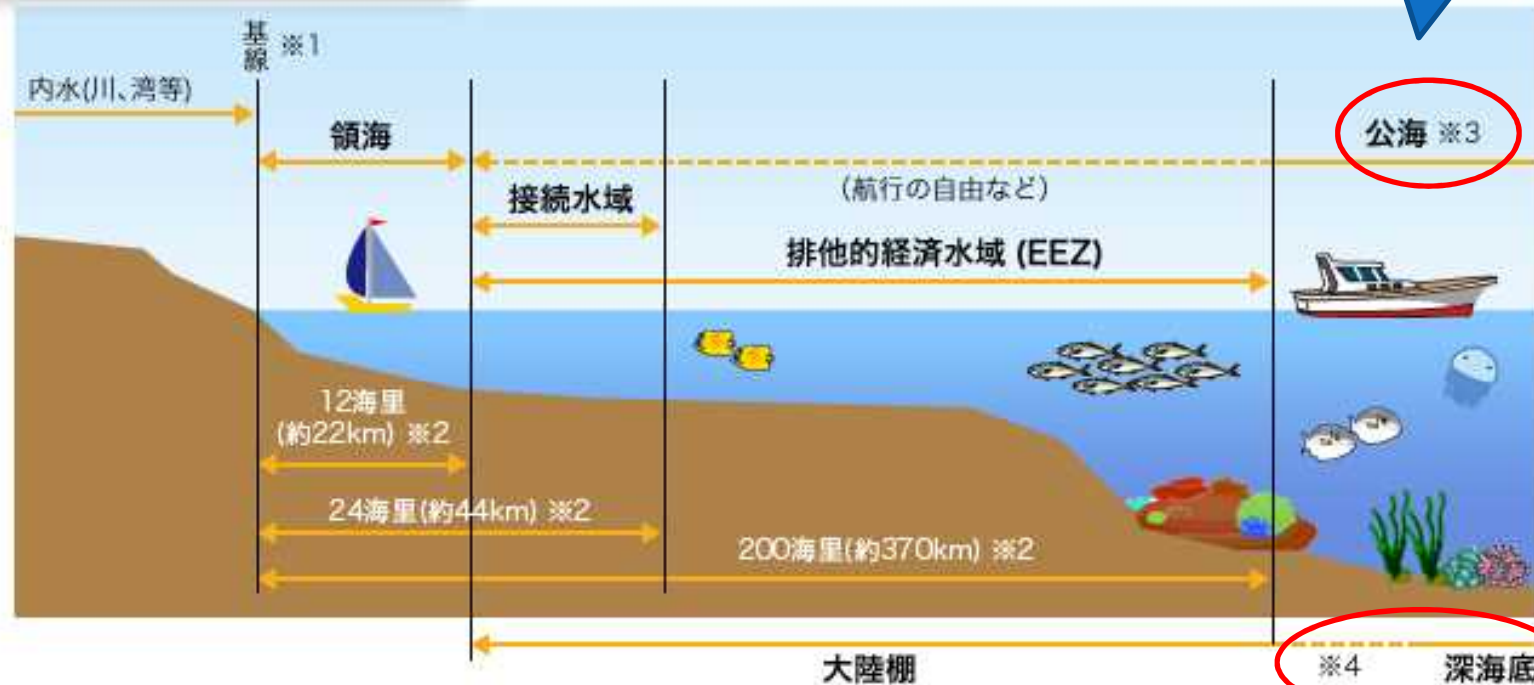
国連海洋法条約(UNCLOS)下での 国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ)に関する保全と持続可能な利用 と利益配分の議論について

平成28年7月22日
(一財)バイオインダストリー協会
野崎恵子

UNCLOS: United Nations Convention on the Law of the Sea
BBNJ: Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction (造語)

国家管轄権外区域(ABNJ)とは

各種海域の概念図



※1 通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とされ、その他一定の条件を満たす場合に直線基線、湾の閉鎖線および河口の直線などを用いることが認められている。

※2 領海、接続水域およびEEZの範囲は、図中に示された幅を超えない範囲で沿岸国が決定する。

※3 国連海洋法条約第7部(公海)の規定はすべて、実線部分に適用される。また、航行の自由をはじめとする一定の事項については、点線部分に適用される。

※4 大陸棚の範囲は基線から原則として200海里までであるが、大陸棚辺部の外縁が領海基線から200海里を超えて延びている場合には、延長することができる。ただし、基線から350海里あるいは2500メートル等深線から100海里を超えてはならない。基線から200海里を超える大陸棚は、国連海洋法条約に基づき設置されている「大陸棚の限界に関する委員会」の行う勧告に基づき設定する。深海底は、大陸棚の外の海底およびその下である。

UNCLOSにおけるABNJ関連規定

(抜粋)

第7部「公海」 第87条(公海の自由)

1. **公海は、**沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、**すべての国に開放される。**公海の自由は、この条約及び国際法の他の規則に定める条件に従って行使される。(後略)

第11部「深海底」 第133条(用語)

この部の規定上、

- (a) **「資源」とは、**自然の状態で深海底の海底又はその下にある全ての個体状、液体状、又は気体状の**鉱物資源**(多金属性の団塊を含む。)をいう。
- (b) 深海底から採取された資源は、「鉱物」という。

第136条(人類共同の財産)

深海底及びその資源は、人類の共同の財産である。

第137条(深海底及びその資源の法的地位)

1. いずれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならず、また、いずれの国又は自然人若しくは法人も深海底又はその資源のいかなる部分も専有してはならない。(後略)
2. 深海底の資源に関するすべての権利は、人類全体に付与されるものとし、(後略)
3. いずれの国又は自然人若しくは法人も、(中略)深海底から採取された鉱物について権利を主張し、取得し又は行使することはできず、このような権利のいかなる主張、取得又は行使も認められない。

第140条(人類の利益)

2. 機構は、(中略)深海底における**活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の衡平な配分**を適当な制度を通じて、かつ、無差別の原則に基づいて行うことについて定める。

海洋遺伝資源(MGR)： 国際的に統一された定義は存在しない。

背景1(問題提起)

- 海洋投棄、乱獲等による海洋遺伝資源の減少のおそれ
- 海洋遺伝資源を管理する法的欠缺？又は、その実施規定の不在
 - 国家管轄権内：CBD
 - 国家管轄権外(公海・深海底)：？
(関連規定)第7部「公海」第2節「公海における生物資源の保存及び管理」
FAO-地域漁業管理機関(RFMOs)の規制措置、他
- 科学技術の発展により、深海底の生物資源からの商業開発が可能となってきた。
(先進国のみが開発でき、そこから得た利益を独占する懸念)

背景2(経緯)

1994.6.11 海洋法に関する国際連合条約(略称:国連海洋法条約)発効

2004.11.17 国連総会にて「BBNJの保全及び持続可能な利用に関する諸問題を研究するためのアドホック・オープンエンド非公式作業部会(非公式WG)の設置(~2015年までに9回の会合)

・・・徐々に法的拘束力のある文書の作成機運高まる

2012 国連持続可能開発会議(リオ+20)にてWGの作業に基づき第69回国連総会で UNCLOSの作業文書の作成に関し決定することが成果文書に盛り込まれた。

2015.1.20-23 第9回の非公式WGでコンセンサス形成

「UNCLOSの下での法的拘束力のある新しい国際文書の策定」

「2017年度の国連総会に新しい法的拘束力のある国際文書の要素に関する勧告を作成するための準備会合の設置」

「第72回国連総会において合意文書を検討するための政府間会合を招集するかどうかを決定する」

2015.6.19 第69回国連総会で「法的拘束力のある文書の作成」、
「準備委員会」の設置、等を決議

2016.3.28-4.11 **第1回準備委員会が開催**

準備委員会について

【名称】

国連総会決議69/292に基づき設置された、国家管轄権外区域の生物多様性と持続可能な利用に関する国連海洋法条約下での国際的に法的拘束力のある文書策定準備委員会(以下、準備委員会)

【内容】

- BBNJの保全と持続可能な利用に関する法的拘束力のある文書案の要素について勧告を作成し、2017年末までに国連総会に報告
- 交渉事項:「利益配分の問題を含む海洋遺伝資源(MGR)」
「海洋保護区を含む区域型管理ツール等の措置」「環境影響評価」
「能力構築と海洋技術移転」(2011年パッケージ)を一体として
- 既存の他の国際文書(条約、協定、等)を損なわない

【決議方法】コンセンサス方式

【参加国】国連加盟国、UNCLOS締約国、国連オブザーバ等

【開催日】2016と2017年に各10日ずつ×2回開催(計4回)

第1回:3月28日~4月8日、第2回:8月26日~9月9日

現在の状況(主な発言)

グループ	主張	海洋遺伝資源(MGR)				
		定義	アクセス	利益配分	知的財産権	組織
開発途上国 (G77/ 中国) 134カ国	人類の共同の財産	<ul style="list-style-type: none"> •MGRの定義が必要 •CBD第2条引用 •魚(業)を含む •遺伝情報 •派生物 	規制あり <ul style="list-style-type: none"> •生息域内・外 •デジタル情報(in silico) •NP第10条 	あり <ul style="list-style-type: none"> •金銭的、非金銭的、技術移転、情報 •制度・枠組み(基金含む) 	<ul style="list-style-type: none"> •出所開示 •MGRに関するIPRの枠組み 	<ul style="list-style-type: none"> •枠組み要(ISAの下に新しく) •クリアリング・ハウスの設立
EU	議論可	NPとITPGRの定義を引用	環境に調和要	NP,ITPGRを参考に、最小限負担で最大の効果、将来・各国への配慮、研究の促進	出所開示要件は既にある 反対	
日本・米・ロシア	公海の自由(強弱、明言の違いあり)	コモディティとしての魚は除外	MSRの禁止や新しい枠組みに反対	なし	フォーラムが違う 反対	(露)ISAの下にMGRを含むことはUNCLOS違反 (日米)議論は時期尚早

豪州・NZ: 途上国に近いところもある。

今後

- 残り3回の準備委員会
- 法的拘束力のある文書の要素を、勧告として2017年度末までに国連総会に提出
- 国連総会で審議し、2018年に新しい国際文書のための政府間会合を招集するかどうか、またその時期を決定。



想定される結果

1. ~~法的文書は策定されない~~・・・「法的拘束力のある文書」策定は決定事項なので、限り無くあり得ない
2. 新しい国際文書(条約、協定、等)は策定されるが、完成までは相当の長期間掛かる
3. 新しい国際文書は策定されるが、中身が曖昧もしくは実施不能
4. 新しい国際文書が策定され、中身が厳密なもの

考えるべき事

- アクセス手続き、利益配分が固定概念になった場合、研究や開発への影響は？
- アクセス手続き、利益配分の規制ができた場合、開発へのインセンティブは保持できるか？



日本政府への積極的働き掛け・情報提供

(例)

- 日本企業は、公海及び深海底から入手した生物資源で研究及び開発の事実
又は、将来における可能性
- 海域に限らず、資源入手から製品開発までの過程(資金・労力・年月・リスク、等)
- 海洋遺伝資源で途上国に協力・提携している例
- 他国の海洋遺伝資源開発の動向



ご静聴ありがとうございました

略 語

ABNJ: Areas beyond National Jurisdiction (国家管轄権外区域)

BBNJ: Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction (国家管轄権外区域の生物多様性)

CBD: Convention on Biological Diversity (生物多様性条約)

CHM: Common Heritage of Mankind (人類の共同の財産)

MGR: Marine Genetic Resources (海洋遺伝資源)

MPAs: Marine Protected Areas (海洋保護区域)

MSR: Marine Scientific Research (海洋科学調査)

PrepCom: Preparatory Committee established by General Assembly resolution 69/292: Development of an international legally binding instrument under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction (PrepCom) (準備委員会)

UNCLOS: United Nation Convention on the Law of the Sea (国連海洋法条約)

参 考

【議論の推移】

•平成27年度 生物多様性総合対策事業委託事業報告書 P.303-311

「国連海洋法条約下での国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する法的拘束力のある国際文書策定について」

渡邊 滋著(外務省国際法局海洋法室長)

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000188.pdf

【国連総会決議69/292】

<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N15/187/55/PDF/N1518755.pdf?OpenElement>

【国連海洋法条約下での準備委員会】

•<http://www.un.org/Depts/los/biodiversity/prepcom.htm> (UNCLOS, PreComページ)

(第1回)

•http://www.un.org/Depts/los/biodiversity/prepcom_files/PrepCom_1_Chair's_Overview.pdf

•<http://www.iisd.ca/oceans/bbnj/prepcom1/>

【BBNJの保全及び持続可能な利用に関する諸問題を研究するためのアドホック・オープンエンド非公式作業部会】

<http://www.un.org/Depts/los/biodiversityworkinggroup/biodiversityworkinggroup.htm>

【海洋資源開発】

•平成23年度内閣官房総合海洋政策本部委託「深海底微生物資源の動向等に関する調査」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/chousa/identshigen.pdf>